

船舶事故等調査報告書

平成25年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第129号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年6月6日 08時50分ごろ
発生場所	広島県尾道糸崎港第1区 広島県福山市所在の南松永西3号岸壁南西端から真方位011° 1.1海里付近 (概位 北緯34°26.4′ 東経133°15.3′)
事故等調査の経過	平成24年7月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利運搬船 第八実穂丸、470トン
船舶番号、船舶所有者等	130836、実穂海運有限公司
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船尾船底外板及びビルジキールに凹損、プロペラ翼に曲損及び欠損
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、砂約1,400tを積載し、船首約3.0m、船尾約5.0mの喫水で尾道糸崎港第1区の荷役岸壁へ着岸のために接近中、平成24年6月6日08時50分ごろ、浅所に乗り揚げ、船底を擦過した。 本船は、本事故後、着岸して揚荷を終えて出港したが、航行中、振動を生じるので6月14日造船所に上架し、損傷が発見された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2 海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約224cm（尾道）
その他の事項	船長は、荷役岸壁付近の水深が浅いことを知っていたが、着岸時の潮位を把握していなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、尾道糸崎港第1区において、荷役岸壁へ着岸のために接近中、船長が、荷役岸壁付近の水深が浅いことを知っていたものの、着岸時の潮位を把握していなかったことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、尾道糸崎港第1区において、荷役岸壁へ着岸のために接近中、船長が着岸時における潮位を把握していなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・水深に余裕のない岸壁で着岸作業をする際には、水深、潮高及び喫水を勘案し、余裕水深を確認すること。
-----------	---